

公益財団法人 情報通信学会

職員の報酬等に関する規則 (職員報酬規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第49条第3項及び就業規則第24条の規定に基づき、職員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類は、基本給及び諸手当とし、職員の従事する職務の内容と責任の度合いを考慮して、理事会において決定する。

2 基本給は、本俸とする。

3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、役職手当及び特別手当とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第3条 職員の報酬（特別手当を除く。）の支給日は、毎月25日（支給日が休日の場合は、順次繰り上げる。）とする。

2 特別手当の支給及び支給日はその都度、評議員会に諮って会長が別に定める。

3 職員の報酬は、第1項の支給日において、当月分の本俸、役職手当及び前月分の通勤手当及び前月分の時間外勤務手当を支給する。

4 新規採用職員又は復職者の発令当月の報酬は、出勤日から日割計算をもって支給する。

5 報酬の額に異動が生じたときは、その日から新たに定められた報酬を支給する。

6 職員が解雇（この法人のやむを得ない事由により解雇された場合を除く。）された場合、休職を命ぜられた場合及び退職した場合には、その日まで日割計算をもって報酬を支給し、定年退職又は死亡した場合並びにこの法人のやむを得ない事由により解雇された場合には、その月の末日までの報酬を支給する。

7 職員の報酬は、法令に基づきその職員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を本邦の通貨で直接職員に支給する。

8 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合には、口座振込みの方法により支給することができる。

(報酬の減額)

第4条 職員が欠勤、遅刻、早退等により勤務をしなかったときは、その勤務をしなかった時間1時間につき第10条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して、支給することができる。

(休職者の報酬)

第5条 職員の欠勤期間又は休職期間については、原則として報酬は支給しない。ただし、欠勤、休職の事由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合は、そのときの事情により最長12箇月の範囲内において、本俸の一部を支給することができる。

2 前項の場合における支給額は、評議員会に諮って会長が決定する。

(報酬の額)

第6条 報酬の額は、職員の職務の内容、勤務成績、能力、勤務年数等を考慮して評議員会に諮って会長が別に定める。

(初任給)

第7条 新たに採用された職員の報酬は、学歴、職歴、経験、免許等の資格、技能等及び他の職員との均衡を考慮して、理事会に諮って会長が決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、定期昇給及び特別昇給とする。

1 定期昇給は、毎年度1回定時の昇給とする。

2 特別昇給は、次の各号の一に該当した職員を対象とする。

(1) 勤務成績が特に良好で、業務の向上、能率増進に著しい功績があった者

(2) その他会長又は総括担当常務理事、その他の役員が特に必要と認めた者

3 前二項に該当する職員、昇給の額及び時期は、評議員会に諮って会長が定める。

4 この昇給は、学会の定款第49条第3項の規定の定める総額の範囲内で行わなければならない。

(通勤手当)

第9条 職員が通勤のために要する費用については、月額3万円を限度として、その全額を通勤手当として支給する。ただし、片道の距離が2km未満の場合には支給しない。

2 職員が私有の自動車を利用して通勤する場合の取扱いについては、別に定める。

3 通勤は、最も経済的かつ合理的と認められる公共交通機関を利用する通常の経路及び方法によるものとする。

4 職員が出張、休暇その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

(時間外勤務手当)

第10条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務時間1時間につき、報酬月額を1箇月間の勤務時間数で除して算出した額に、次の割合を乗じて得た額(小数点以下1位を四捨五入)とする。

ア 深夜以外の時間外勤務(法定外) 100分の125

イ 深夜(午後10時から翌朝午前5時)及び休日の時間外勤務 100分の150

ウ 休日勤務 100分の135

3 事務局長は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務を命令するときは、別紙様式の時間外勤務命令簿兼整理簿に記録し、押印するものとする。

(役職手当)

第11条 役職手当の支給対象役職者、手当の額及び支給開始の時期は、評議員会の承認を得て会長が別に定める。

(特別手当)

第12条 会長及び総括担当常務理事は、職員の勤務成績、能率その他の功績を考慮し、必要と認められた職員に対し、特別手当を支給することができる。

2 前項の場合、具体的な功績の内容を示して理事会に諮って、決定するものとする。

(日割計算等の方法)

第13条 この規則に定めるところによる日割計算の方法は、その月の現日数から土曜日及び日曜日を差し引いた日を基礎として勤務日数に応じて計算する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は評議員会に諮って会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。